

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第一部 労働者状態

II 産業合理化と経営・労務

3 労働災害・職業病・健康問題

2 職業病・健康問題

職業病の概況

労働省の調査による八三年の業務上疾病の発生件数(休業一日以上)は一万五四八〇件で、対前年比では一二二五件(七・三%)減となった。疾病分類別内訳をみると「負傷に起因する疾病」が全体の七五・三%(前年七三・二%)でもっとも多く、ついで、「じん肺症およびじん肺合併症」一四・〇%、「異常温度条件による疾病」五・〇%の順になっている。

疾病の種類別と産業別のクロスでは「じん肺」は鉱業、建設業、製造業で多く、「異常温度」は鉄鋼・非鉄金属などの製造に多い、など例年と同様の傾向がある。

なお、労働省の統計では非災害性の腰痛、振動病が八〇年代に入って大幅に減少しているが、これは発生件数が現実には減ったのではなく、前述したように政策的に行政当局が認定を制限したためと推定される。

以下では職業病の具体的事例をみておく。

腰痛の新しい事例

海上コンテナトレーラー運転手の半数は腰痛など何らかの不調を訴え、何らかの治療が必要とされるという調査が発表された。これは滋賀医科大予防医学教室と全港湾労組阪神支部の実態調査(八四年一月五～一五日に健康診断実施、一七事業所二四〇人対象)によるものである。異常なく健康な者はわずか一二%にすぎず、腰を中心に筋肉疲労がはげしく日常生活や仕事に支障をきたし、治療が必要な者が四九%であった。また検査では大きな異常はみられなかったが、痛みなどの自覚症状があり筋肉疲労が蓄積している者が三九%であった。こうした職業病の原因は、トレーラーの振動調査によれば、平均九五デシベル、震度五(強震)にも及ぶはげしい走行時の振動だと考えられている。とくに道路の継ぎ目やくぼ地などを通過すると建設現場のくい打ちと同じような振動があり、下り坂でブレーキを踏むとビルの壁を鉄球で壊すのと同じ衝撃をうけることが明らかになっている。

さらに、トレーラーの大型化のさい、馬力ばかりが優先され、背骨に負担がかかるようなシート的位置、重いギヤやハンドル、運転席の居住性や安全性が軽視されてきたことも腰痛の原因とみられている。こうして、トレーラー自体の改善が必要との意見が強まっている。

じん肺と労基局の指導

「じん肺症およびじん肺合併症」は鉱山業や鑄物業を中心に発生した古くからある職業病であると同時に、近年、建設業、セメント、ガラス、窯業をはじめとした製造業で粉じん作業場が増えているため、新しい職業病として患者が増加する傾向にある。この病気はいったんかかると現代の医学では治療困難で、離職後も進行し、重症の場合、死を待つしかない、という悲惨さをもっている。一九六〇年に制定されたじん肺法にもとづく労働省令では二四の「粉じん作業」が定められ、それに従事する労働者は五八万人に達している。労災認定をうけたじん肺患者は五万人、毎年二〇〇〇人以上も療養を要する患者が発生している。労働省は八三年、行政管理庁(当時)より粉じん障害防止指導が徹底していない、として異例の改善勧告をうけたが、このため、各地方労働基準局は、じん肺防止に向けて企業への指導を強化している。山形労働基準局の例を紹介しておく。

同基準局によると県内で粉じん作業をとこなう事業所の労働者総数は五三二二人である。このうち、定期健康診断で「異常あり」と指摘された者は二五六人で、労災認定で治療をうけているのは一九五人。八三年一年間でも症状の重い一五人が新たに認定された。対象事業所は経営基盤が安定せず態勢が不十分であり、症状が目に見えにくく長い年月をかけて悪化するので、呼吸用保護マスクの着用が必ずしも守られていないという事情がある。そこで労基局は八四年八月に、(1)粉じんの発生が少なくて済むような作業工程を検討する、(2)粉じんの発散を抑制する局所排気装置を設置し、定期的に検査する、(3)防じんマスクなどの呼吸用保護具の着用の徹底をはかる、(4)労働者への教育を浸透させる、(5)定期健康診断を順守する——などを骨子とした「粉じん障害防止総合対策推進要綱」を策定し、これにもとづき、三ヵ年で約一〇〇事業所の立ち入り調査を実施、指導・監督を強化しようとしている。

出稼ぎ労働者のじん肺

八四年八月一〇、一一日の両日、大分県の湯布院厚生病院で、「出稼ぎ労働者の職業病に関する集会」が開かれた。集会では全国各地から集まった医師らから西日本を中心にした職業病の実態報告がされ、これをうけて患者と医師の意見交流がなされた。この集会でとくに焦点となったのは大分県南、とくに佐伯市と上浦、鶴見、蒲江、米水津の四町村に五〇〇〇～六〇〇〇人も集中しているといわれるじん肺患者の問題であった。これらの市町村から明治以来、出稼ぎ労働者がトンネル掘りなどの作業に従事してきたし、戦後もトンネル、ダム、地下鉄、新幹線工事などで活躍してきた。高い技術評価で賃金を得ていたが、半面では劣悪な作業環境、ずさんな健康管理が重なって粉じんが肺機能を侵し、じん肺患者を多数出してきたのである。このことは一九七四～七六年にかけて地元の医師らの研究成果によって明らかにされた。じん肺患者のうち重症の「管理4」の患者や「病気の所見がある管理2、3」のうち肺結核などとの「合併症」患者について労災保険が適用される。ただ、以前は労災保険をうけるのに必要な管理区分決定の提出先が最終事業所のある基準局であり、事業所を転々としていた出稼ぎ労働者にとって最終事業所の特定がむずかしく、離職後の申請のさい、基準局が遠方なこともあり、労災保険が適用されにくかった。七七年に法改正がなされ、提出先が住所地の基準局へと変更され、申請手続きも簡略化され、さらに合併症の範囲が肺結核だけでなく続発性気管支炎などにも広げられた。この結果、七八年から認定患者が急増し、大分労基局管内で七八年から八三年までに一七九七人が新たに労災保険を適用されている。こうして県南のじん肺患者の掘り起こしは、地元の医師らの尽力によって進められているが、これには残された問題点も多い。第一に、離職後の健康管理体制ができていない。離職者は年一回、無料で健康診断をうけられる健康管理手帳をもらえるが、その交付率が低い。健康管理手帳が使えるのは大分市にある公的病院一カ所だけであり、しかも「管理2、3」の患者は労災保険が適用されず、逆に管理区分決定により、再就職が不利になるからである。第二に、認定までに至らない患者の救済がなされず、放置されたままである。第三に、患者の再就職の道が険しい。出稼ぎ労働者の多い県、地域

は総じて地場産業に乏しく、貧しい。再就職にしても高齢化問題が重なる。貧しさからの脱却のための出稼ぎなら、たとえ危険であっても出稼ぎ職場へ出かけざるをえない。

右のように、出稼ぎ労働者の職業病に関する集会は、地域における労災・職業病をめぐる諸問題を浮き彫りにしている。

炭鉱じん肺訴訟の判決

各種のじん肺訴訟は、現在、長野、静岡、栃木、福島、北海道などで全国二十数件が係争中であるが、八五年三月二五日、唯一の炭鉱じん肺にかんする係争である「長崎じん肺訴訟」について長崎地裁佐世保支部の判決が下された。この訴訟は長崎県北部の旧北松炭田にあった大手炭鉱、日鉄鉱業に働いていた従業員やその家族・遺族が起こしたものである。判決は、炭鉱の作業とじん肺との因果関係を認め、また、潜伏期間が長いじん肺病の特徴を認め、被害発生の予見可能性があったとして「じん肺防止のため実施した方策が結果において不十分」と、原告の主張をいれた。

この判決にたいして原告側は「患者の全面救済とはかけ離れた判決」と批判しつつも、会社の責任が認められた点を評価している。なお、二万人をこえるといわれるじん肺患者をかかえる炭鉱労働者のなかで、これ以外に訴訟がないのは、ヤマの閉山や会社の消滅で訴える相手がなくなったからである。訴える相手のない患者たちのために、何らかの救済、あるいは立法措置が望まれる。

指曲がり症

八五年一月二九日、自治労中央本部の発表によれば、全国の小・中学校や市町村の学校給食センターで働く給食調理員たちに、手指が「くの字」形に曲がる「指曲がり症」が多発し、症状を訴えた人はわかっただけで五〇〇〇人をこえ、調査対象者の約一三%にのぼる。しかも、調理員の発症率が事務員に比べ四倍以上と高く、勤続年数が高く作業量が多いほど発症者も多い。この「職業病」の原因については詳しいことはまだわからないが、今のところ、(1)給食食器を洗浄するさい、水にぬれて重くなった大量のプラスチック食器類を、両手で持ちあげるので指先に力がかかる、(2)水槽内で密着し合った食器類をはがすのに力がかかる、(3)洗い物のさいの水の温度差が影響している、などが考えられる。

原発と職業病

福井県敦賀市の運輸一般関西生コン支部原発分会は、八四年一〇月、独自に入手した関西電力の内部資料をもとに、原子力発電所部門で働いていた社員がこの一年間にがんや白血病などで死亡したことを公表し、同時に六人の原発下請労働者ががんで死んだことを明らかにした。発病原因について組合は「被曝による可能性も考えられる」とし、関電側はこれを否定している。さらに、全金中央本部は八五年六月、原発で働く下請作業員の実態調査(『社会新報』八五年六月二一日付参照)を実施した結果を中間報告したが、これによっても、被曝線量が、最近一年間で一〇〇〇ミリレム以上が六・一%もあるなどと、被曝の不安が浮き彫りにされた。

慢性ベリリウム肺

八五年六月、大阪府立羽曳野病院でベリリウムの吸入で起きる肺の難病「慢性ベリリウム肺」患者の発生が確認された。ベリリウムは硬度の高さや合金にしたときの電気、熱伝導性にすぐれているため、通信、電子機器のスイッチ部分や航空機、宇宙開発、原子力発電などの最先端産業に必須の素材として使用されている。患者は大手金属メーカーの孫請会社を営んでおり、メーカーがつくった板材などの小片を、切削加工して納入しており、数年前からベリリウム・銅合金の小片を扱って

いた。労働省は発症原因確定調査と、安全基準の見直しをふくむ対策の検討を始めた。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
